

令和８年度第６回農業委員会総会議事録

開会月日		令和8年9月25日（金）		開議の時刻		午前10時17分	
場 所		市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻		午前11時12分	
議 長		東松山市農業委員長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃	
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	欠 席	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	出 席	
	唐 子	小澤 謙一	欠 席		奥泉 隆	〃	
		戸井田 貞義	出 席		小峰 進	〃	
		長谷部 高治	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
農業委員会事務局		氏 名	摘 要	農業振興課	氏 名	摘 要	
事務局長		須澤 理	出 席	主 任	長谷部 聡子	出 席	
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会 会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について 議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 2 番 須長 則明 委員 3 番 高橋 満康 委員
	3 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（松山地区・須長委員） 大字毛塚在住の申請人（受人）から、大字東平在住の申請人（渡人）が大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は耕作を手伝っている農地を取得するため、渡人は営農不可能のためである。本案件は 8 月の総会において、申請地は農地として作付けされているが「売物件」の看板が設置されている。また、受人の年間従事日数は 150 日を超えているが、所有農地にコンテナと、レール部にコンクリが打ってある門扉が設置されているため、農地として不適切な状態が一部認められる旨の問題が指摘された案件であり、許可にあたり問題の解消が必要とされた案件である。 現地調査の結果、問題点は解消されており、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（松山地区・須長委員） 大字東平在住の申請人（受人）から、大字東平在住の申請人（渡人）が大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は自己所有農地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態で、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 朝霞市在住の申請人（受人）から、川越市在住の申請人（渡

議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件	人) が大字今泉地内に所有する農地 (畑 1 筆) の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は渡人の知人であり、知人の所有農地で耕作状況を把握しており、頻繁に通っていた場所で馴染もあるため、渡人は高齢で後継者もないため譲渡を希望しているためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地は朝霞市にあるが、事務局が確認しており、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 事務局より、受人の耕作権が及ぶ農地について朝霞市の農業委員会に確認したところ、問題ないとの回答を得ている旨の補足説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について (高坂地区・鹿田委員) 大字田木在住の申請人が、大字田木地内に所有する農地 (田 1 筆) を、資材置場に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、申請人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 なお、加島委員は関係者のため、本議案の審議の際に意見を述べることはなかった。
議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について (松山地区・須長委員) 松山町 2 丁目在住の申請人 (受人) から、ふじみ野市在住の申請人 (渡人) が松山町 2 丁目地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、専用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

	議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（松山地区・須長委員） 本町 1 丁目に所在する申請人（受人）としての法人から、本町 1 丁目在住の申請人（渡人）が松山町 3 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、工事資材置場に一時転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、工事資材置場の一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（大岡地区・高橋委員） 東京都中央区に所在する申請人（受人）としての法人から、東京都中央区在住の申請人（渡人）が大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）を、太陽光発電設備の設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電設備の設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 山下委員より、住民説明会まで終了しているとのことだが、説明会では問題点等の指摘はなかったのか、との質問がなされた。 事務局より、説明会の内容は環境政策課に報告される。その中で、質問に回答できない場合や、事業の根本にかかわるような問題が判明すると、再度の住民説明会の開催を指導される旨の説明がなされた。 山下委員より、説明会で反対者がいても、手続き上問題なければ問題としないということか、との確認がなされた。 事務局より、そのとおりである旨の回答がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について（大岡地区・高橋委員） 東京都中央区に所在する申請人（受人）としての法人から、所沢市在住の申請人（渡人）外 1 名が大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）を、太陽光発電設備の設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未
--	--

	満であるため第２種農地と判断され、太陽光発電設備の設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 ５番の申請について（唐子地区・荒川委員） 比企郡滑川町在住の申請人（受人）から、箭弓町２丁目在住の申請人（渡人）が大字下唐子地内に所有する農地（畑１筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、申請地は１０ｈａ以上の一団の農地であるため第１種農地と判断されるが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第１種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 ６番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 大字上野本在住の申請人（受人）から、大字田木在住の申請人（渡人）が大字正代地内に所有する農地（畑１筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が１０ｈａ未満であり第２種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 ７番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 鶴ヶ島市在住の申請人（受人）から、大字田木在住の申請人（渡人）が大字正代地内に所有する農地（畑２筆）を、農家用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が１０ｈａ未満であり第２種農地と判断され、農家用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 戸井田委員より、農家用住宅と一般住宅との違いについての質問がなされた。 事務局より、農地転用の基準として、一般住宅は概ね５００㎡、農家用住宅は概ね１０００㎡が上限となっている。また、農家用住宅の場合、開発許可の代わりに適合証明で済む旨の説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	---

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件 報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件	た。 8 番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 大字西本宿在住の申請人（受人）から、大字毛塚在住の申請人（渡人）が大字毛塚地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 9 番の申請について（野本地区・関根委員） 比企郡滑川町在住の申請人（受人）から、大字上野本在住の申請人（渡人）が大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、申請地は 10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 議長は市農業振興課に説明を求めた。 市農業振興課から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する。
--	---

その他	報告第 2 号 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、5 件を確認する。 報告第 3 号 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 報告第 4 号 農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 久保田会長より、報告を未提出の法人について、状況の説明を求める。 事務局より、報告提出の時期を過ぎても未提出な法人が 2 社あるが、1 社は連絡は取れており、報告を提出する意思を確認している。もう 1 社は、電話番号は生きているが電話しても電話に出なく折り返しの電話もない。また通知を発送しても宛所不明で返ってくることがないため届いていると思われるが、反応がない。そのため、所有者の所在が不明とまでは言えなく、今のところ根気強く働きかけるしかない状況である旨の説明がなされた。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 8 年 10 月 26 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 11 時 12 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 8 年度第 6 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 8 年 10 月 26 日 議長 久保田 節子 委員 須長 則明 委員 高橋 満康
------------	---